

Title	中国古代における市の位相
Sub Title	Some aspects of markets in ancient China
Author	桐本, 東太(Kirimoto, Tota)
Publisher	三田史学会
Publication year	1995
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.64, No.3/4 (1995. 4) ,p.49(303)- 56(310)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19950400-0049">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19950400-0049</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 中国古代における市の位相

桐本東太

## 一

試みに『列仙伝』をひもといて見るならば、読者はそ

こに、市に出没する仙人たちの物語を、しばしば見いだすことができるであろう。それは例えば、

赤将子輿は黃帝のころの人であつた。五穀は食せず、たださまざま草の花を食するだけであつた。（中略）時おりは市中で繳<sup>シヤクホ</sup>を売ることがあつたので、またこれを繳父——糸売り爺さんとよんだともいわれる。

あるいは

嘯父は冀州の人であつた。若いころから曲周の市中で履物の修理を業とすること数十年、誰にも気づかれなかつた。のち、彼が年をとらないのを不思議に

思つて、ある物好きが訪ねていって、その術を教えてほしいと頼んだが、教えてはもらえなかつた。さらに

任光は上蔡の人であつた。丹砂を煉つて丸薬につくる名人で、城市や村里に売り歩くこと八、九十年にも及び、あれこそ昔ながらの任光よと人に知られたが、せいぜい數十歳くらいの顔つきだと人々は言いつた。

（以上、澤田瑞穂訳<sup>(1)</sup>）

とあるが如くである。

相田洋氏によると、『列仙伝』に収録された七〇の説話のうち、市場に出現する仙人の姿を描写するものは総計一二話にも及ぶという。確率の上では実に二〇パーセントに近い比重を占めていることになる。氏はこうした

事実に注目し、「異人」たる仙人と市場の間には本源的に類同する性格が認められ、市場は時に「異界」に通じる空間であつたのではないかと推定されてい<sup>(2)</sup>る。けだし卓見と言うべきであろう。

市場が中国古代の人々にとつて、いかなる位相を帶びた空間であつたかということは、『墨子』節葬・下篇に残された次のような説話を一瞥するだけでも再確認することができる。

昔、堯は北して八狄に教え、道に死し、蛩山の陰<sup>キヨウ</sup>に葬むらる。(中略) 舜は西して七戎に教え、道に死し、南<sup>ニ</sup>の市に葬むらる。(中略) 禹は東して九夷に教え、道に死し、会稽の山に葬むらる。

ここには異族を教化するため、中華の辺境に「巡狩」し、志し半ばにして倒れた太古の聖帝たちの宿命が語られてゐるが、私たちの議論にとつて重要であると思われるのは、死後に彼等の葬られた場所である。堯と禹はそれぞれ山中にその葬地を定められ、舜は市場を墓所にしたことになつてゐる。そもそもこの文章は、全体が高度に整合性を帶びた、対句の組み合わせのような体裁を取つてゐるから、『墨子』の筆録者にとつて、山岳と市場が全く同等な性格を帶びた空間であつたことに疑問の余地は

ない。そうすると「中国の古代において、邑(集落)とその周辺に拓かれた田(耕地)からなる俗の空間に対し、深山や幽谷は超自然者の領有する聖の空間で」あつたことを考慮に入れるなら、市場とは、人間の居住空間の内部にはめ込まれた聖なる空間であつたと考えられよう。

事実、相田洋氏が想定されたように、市は異界に通底する場所であつた。『左伝』文公一八年は、文公の死後、襄仲が正妻姜氏の息子を殺害し、宣公を立てたことを述べ、さらに、その結果故郷の斉に帰ることを余儀なくされた姜氏が、道すがら次のような行動をとつたことを記している。

(姜氏は) 将に行かんとし、哭して市を過ぐ。曰く「天よ！仲(＝襄仲) 不道を為し、嫡を殺して庶を立つ」と。市人皆哭す。

ちなみに貝塚茂樹氏は、姜氏のとつた行動について、次のようなコメントを加えられている。

哀姜が魯国を去るにあたつて、涙をもつて最後の抗議をする場所にこの市が選ばれたのは、この市の広場には商人を始め多くの市民が集まつてくるので、大衆に訴えるにはまことに恰好な地点だつたからである。<sup>(4)</sup>

貝塚氏の見解はおそらく正鵠を射ている。しかし姜氏が痛恨の念を表白するのにわざわざ市場を選んだより本質的な理由は、該条の会箋が

天を呼びて之を訴えるなり。

としているように、天に訴えるには市場が「まことに恰好な地点だつた」からに他なるまい。

私はかつて『楚辭』の天間に残された、

妖夫曳銜し、何をか市に號さけべる。

周幽誰をか誅さんとして、焉焉に夫の褒姒を得たる。

露呈させることにもなるのであつた。つとに大室幹雄氏によつて紹介された次のような逸話がそのことを証明している。時は戦国、齊の閔王が淖歎に殺された時のこと、閔王に仕えていた王孫賈という一五歳の「少年」は、次のような行動をとつた。

王孫賈乃ち市中に入りて曰く「淖歎、齊國を乱し閔王を殺す。我と誅することを欲する者は右をかたぬ祖そげ」と。市人の従う者四百人、之と淖歎を誅し、刺して之を殺す。  
（『戦国策』齊・六）

という周の幽王にまつわる發問を検討し、前半の二句は、周王朝の滅亡を予告する託宣を市場で呼号する巫祝のありさまを示しているものと考えた。<sup>(5)</sup>この場合、市場はちょうど姜氏のエピソードとは倒立した回路を形成し、この世での訴えを「異界」へと送り込むのではなく、「異界」からのメッセージを私たちの世界に向かつてはき出す場所として機能しているかのごとくである。しかもそこでつむぎ出されてきた言葉とは、王朝の滅亡の予告という、文字どおり反国家・反権力の結晶に他ならなかつた。

市場という空間がこのような位相にあつたからこそ、そこで発せられた言葉は時に、非日常的なやいばを鋭く

吾聞くならく、古の王者は（中略）臚言を市に風聴し、祆祥を謠に辨ず。

（『国語』晋語・六）

あるいは

故に先王は諺言を市に聽く。 (『戦国策』韓・二)  
といった記載は、時の為政者たちが市で發せられた言葉に無関心ではいられなかつた消息を語つてありますところがないが、あるいはこれもまた、その理由の一端は、市の言葉の持つ非日常性と反權力性に起因するものであるかもしだれない。

## 二

しかし常識的には、すでに述べてきたところとは裏腹に、市という空間の持つ非日常性は、中国の古代社会において國家權力によつて徹底的に利用されたと考えられている。

たとえば、『管子』販法解には

國を治めるに三器あり。(中略) 三器とは何ぞや。

號令・斧鉞・祿賞を曰うなり。

との記載が残されているが、ここで『管子』が治國の大提要とみなした「斧鉞」とは、同書の小匡篇に、管仲が桓公に答えて

斧鉞の人、幸にして生を得て以て其の腰領を属するは、臣の祿なり。

とあることからも知れるように、腰斬の刑を執行するにあたつて利用された刃物であつた。そして周知のように、他ならぬ市場こそが、こうした刑の執行に際し、常套的に利用された空間だつたのである。市で腰斬の刑に処せられた例としては、「咸陽の市」の露と消えた李斯が著名であるが(『史記』李斯列伝)、言うまでもなく、市における死刑のありようは腰斬の刑のみにとどまらない。  
ジシキツ 鄢脅とんかく を獲え、壬辰こね 諸を王城の市に焚く。

という『左伝』昭公二二年の記述は、火あぶりの一種を示したものであろうし、

(荆南の地では) 金を采るの禁、得れば輒ち市に辜磔スジツ さる。 (『韓非子』内儲説・上)

の「辜磔」とは文字どおり「はりつけ」の刑を意味している。さらに『史記』蘇秦列伝に残された、蘇秦の齊王に対する遺言に

臣即ち死すれば、臣を車裂して以て市に徇しめ せ。

とあることは、市で車裂きの刑が執行されることもあつたことを明示していよう。

かくのごとく市場での処刑の実態は多様をきわめていたが、これらの刑の執行は、

五刑は三次においてす。是れ隠す無きなり。

（『國語』魯語・上）

「次」とは處なり。三處とは野・朝・市なり。

（同・韋昭注）

という公開刑の理念に支えられ、そこには当然、『礼記』

王制に

人を市に刑し、衆と之を棄つ。

とあるように、「衆」の參觀が期待されていた。そして民衆もそうした支配者側の要望にこたえ、市における刑罰の執行に熱狂したことは、

崔杼（きろ）を僇（さる）し、市に戸（と）し、以て衆を説（よる）ばしむ。

（『史記』齊太公世家）

という記事が端的に証明している。つまり「古代中国の都市の場合、市場はその経済活動の特色のいかんとは別に、権力にとって政治的にも道徳的にもきわめて効用の高い空間なのであつた」といえよう。

特に滋賀秀三氏が中国古代の刑罰を論じる中で指摘されているように、「一般に死刑は公開で執行され、その基礎には、衆人一致してこれを棄てるという思想」があり、そうした思想の背後には「害悪をなす者を、衆人一致して棄絶し、社会から排除する」という観念が横たわっていたとするならば、「異界への窓」であつた市場

がわざわざその目的のために利用されたのは、一種の必然だったのではないかと思われる。

以上の考察によつて、私たちは次のような見解に導かれたといつてよいであろう。中国古代の市という空間は、時の権力にとって、自己の存続を否定し、その基盤を搖るがしかねない言葉の噴出する場であると同時に、為政者にとって都合のよい刑の執行を最も効果的に演出できる場所でもあつた、と。これを要するに、権力の側から眺めてみた時、中国古代の市場は「律背反的な位相を示す、「手ごわい」空間であつたと考えることができる。

従つて君主は市という空間に対し、これを完全に自分の側に取り込んでしまうことができず、常に一定の距離を置くことが要求される。たとえば君主が市場に足を踏み入れることを異常事とした、

国君市を過ぎれば刑人赦さる。夫人市を過ぎれば罰

一幕：

（『周禮』地官・司市）

という記述などはそのあらわれであろう。そして中江丑吉氏はこうした観念が生み出されてきた理由を推測して、市が「君主以下の権力者階級よりは、小人争利の場所と

して軽蔑せられ」たからであるとされている。<sup>(10)</sup>

中国の古代社会で、重農主義の裏返しとして商人が一般に軽視されたことは、『荀子』哀公篇にみえる、魯の哀公に答えた孔子の言葉、「長者不為市」（有徳の者は商売をしない）を引くまでもなく、常識以前の問題である。したがつて商人の參集する市場が、彼等と同様に軽蔑の眼差しで眺められたであろうことは、

小人は市に近し。  
（『左伝』昭公三年）

あるいは

（君子が）市に入らざるは、其の廉を 僮はづかしめるが為めなり。  
（『淮南子』説山訓）

という記述に明白である。この限りにおいて中江氏の推測は全く正しい。しかし私は支配者を市から遠ざけた理由の根底には、市が小人争利の場所であるという即物的な事情に加えて、今まで考察してきたような市の持つシンボリカルな位相が横たわっていると考える。

たとえば『周礼』考工記に都市造営のプランを示して「面朝後市」とあるのは有名である。この一句を朝廷と市場が向かい合つて配置されていると単純に解釈した場合、春秋・戦国期の都市の発掘成果にこれに対応するものは今のところほとんど存在しないもようだから、「面

朝後市」も儒家の手になる机上の捏造として、一笑に付しこることはいともたやすい。しかし他方、『周礼』研究の蓄積が示しているように、このテクストの中には、中国古代の思想や観念の真実が、いくぶんの変形を加えながらも確かに息づいている。朝廷と市場が融合せず、あくまで対の関係に終始すべきことをうたいあげた「面朝後市」という表現の含意は、市場と一定の距離を保つことを拒絶し、逆にそれを自己の権力の中核、すなわち宮殿の内部にまで取り込んでしまった王者がいかなるメタファーを帶びて描き出されているかをみれば明らかである。

たとえば春秋五霸の冒頭をかざる齊の桓公が、管仲との遭遇以前、他の暗愚な君主たちと同様ただの阿呆鳥にすぎなかつたことは有名な事実であるが、『韓非子』難・二はこの間の状況を説明して次のように述べている。昔、桓公は宮中に「一市、婦閨」二百あり。被髮して婦人を御す。管仲を得て、五伯（＝五霸）の長と為る。「被髮」が夷狄の習俗であり、これを行なうことが中華の礼制から限りなく逸脱することを示していることはすでに先学の指摘するとおりである。次に「御婦人」であるが、旧注は、婦人を馬車に載せて自らは御者となり、

ドライブ・データにしやれこむこととしているがうるんである。すでに南方熊楠が喝破しているように、この一句は要するに馬を乗りこなすことと首尾よく「婦人」の上に乗ることを二重写しにした性交の明快な比喩であり、髪をざんばらにして人前をはばからずにそれを行なうことは、すぐれて負の非日常性への傾斜を示していると断言して不可はない。そうすると、これらの悪行と並列された宮中に市を設けることの持つ意味も、おのずから明らかであろう。古来、悪虐の天子の代表とされる紂王について、次のように同様の伝承が付会されていることは、充分に自然なことである。

○夫れ殷は九市の宮を作りて、諸侯畔く。

（『漢書』東方朔伝）

紂は宮中に九市を設く。

（同・應劭注）

○文王の時、紂天子たり。賦斂度り無く、殺戮止む無く、康梁沈湎し宮中に市を成す。

（『淮南子』要略訓）

つまり君主が負の非日常性へと逸脱し、暴王の刻印を帯びることを避けるためには、市との直接的な接触を避け、自己の指揮下にある官吏を動員してそこに、間接的かつ強力な統制を加える以外に手立てがなかつたものと

考えられる。一般に古代中国の市をいろいろ特色として、国家権力による強力な統制が挙げられることが多い。<sup>(14)</sup> そのこと自体は事実として全く誤りではないが、為政者が市に熱いまなざしをそそいだ事実の淵源を、経済的な理由のみに帰してしまるのはやや早計のうらみなしとしない。<sup>(15)</sup> 国家が市場をきびしい管理下に置いた理由に思いを巡らすにあたっては、今まで述べてきたような、中国古代の市の持つ、國家権力にとつて二律背反的な位相を等閑視することはできないと思われるのである。

#### 註

(1) 本田済・澤田瑞穂・高馬三良訳『抱朴子 列仙伝・神仙伝 山海經』（平凡社、一九七三年）より引用

(2) 「異人と市——『列仙伝』の世界——」（『福岡教育大學紀要』第四二号・第二分冊、一九九三年）

(3) 伊藤清司「中国古代の山岳神祭祀——『山海經』の研究」（『稻・舟・祭』、六興出版、一九八二年）三八七頁

(4) 「市民の広場としての市」（『中国の古代国家』、中央公論社、一九七六年）三一四—五頁

(5) 拙稿「市にさけぶもの——中国古代の市と予兆」（『史学』第五五卷第四号、一九八六年）

(6) 「市場のことばと空白のことば」（『正名と狂言——古代中国人の言語世界』、せりか書房、一九七五年）二二一

二頁。なお氏の慧眼にしてなお日測を誤られたと思われるのは、「王孫賈」なる「少年」について、「まだ母親から精神的離乳さえ十全とはいへぬ十五歳の黄口児」という描写を与えたことであろう。「十五歳」がくちばしの黄色いガキに過ぎないというのは、現代日本の風習と観念をそのまま古代中国に横滑りさせた、一種のはやとちりに過ぎない。『孔子家語』本命解に「男子十六精通、女子十四而化」とあるように、「十五歳」は「大人」の一歩手前、言葉を換えれば「大人」と「子供」の境界領域に位置する年代であつて、むしろ王孫賈自身の持つこの年令的にマージナルな性格が、市での言葉を一層劇的なものに盛りあげたのであろう。ただし中國の古代社会にあつて、「大人」と「子供」の概念が、現代日本のそれと同質であつたか否かといふことも別考を必要とする問題である。

(7) 大室幹雄「権力の結晶」(『劇場都市』、三省堂、一九八一年)一九二—三頁

(8) 「中国上代の刑罰についての一考察——誓と盟を手がかりとして——」(『石井良助先生還暦祝賀法制史論集』、創文社、一九七六年)一九頁

(9) 相田氏が「前掲論文」一二頁において「棄市」に言及された時、市場の役割を形容するのに用いられた表現。

なお相田氏は続けて「中国の「棄市」も、犯罪を犯して社会秩序(宇宙秩序)を動搖させた犯人を犠牲に捧げて、神々に赦しを受けるための祭であった」とされている。大変興味深い解釈であるが、少なくとも時代を古代に限

定した場合、氏の仮説を直接的に証明する史料はみあたらないように思われる。

(10) 『中国古代政治思想』(岩波書店、一九五〇年)八一頁  
(11) 堀敏一「中国古代の市」(『中国古代の法と社会』、汲古書院、一九八八年)一一五頁

(12) たとえば西岡市祐「被髮雜考」(『國學院雑誌』七三卷四号、一九七一年)

(13) 「猴に関する民俗と伝説」(『全集』卷一、平凡社、一九七一年)四一二三頁

(14) たとえば渡部武氏が「漢代の画像に見える市」の中で、「しかし古代中国人は、ローマ人のように市場の中央に公共のための噴泉や農業の女神ケレース(Ceres)の祠をもつてくることをせず、かわりに市場全体を統御する官署である市楼を設置した。中国古代の市場の特色は、この官による統御という一語に凝縮することができよう」とされているが、とくである(『東海史学』第一八号、一九八三年、一一一頁)。

(15) たとえば影山剛氏が「中国古代の商業と商人」の中で、「市の租税収入は諸国の王室の財源の一つであり、專制君主權の基盤の一つでもあって、市の繁榮は当然、当時の君主たちの重要な関心事の一つであつたわけである」とされているが、とくである(『中国古代の商工業と専売制』、東京大学出版会、一九八四年、一一一—二頁)。